

資格者証等の**本籍欄がなくなりました！！**

警備業法施行規則等の一部改正に伴い、令和8年10月1日から、警備員指導教育責任者資格者証と機械警備業務管理者資格者証の本籍欄が削除された新様式に変更となります。

資格者証等の書換え申請手続きの一部が変更となりましたので、ご注意ください。



従来の資格者証（旧様式）は
引き続き有効です。



記載されている本籍に変更が生じた場合、**書換申請の必要がありません。**

※変更前の本籍が記載されている旧様式をそのまま使用することができます。

氏名が変更となった場合は、
旧様式・新様式のいずれも書換え
が必要となります。



記載事項に変更が生じているか否かを問
わず、新様式への書換えを希望する場合は、
手数料（1,800円）と住民票の写しが必要となります。

詳しくは最寄りの警察署まで

岡山県警察本部